

【新旧対照表】

《MyJ チェック利用者規定（セブンカードWEB サービス（VISA）用）》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

MyJ チェック利用者規定		
現行	改定後	備考
<p>第2条（定義）</p> <p>「MyJ チェック」（以下「本サービス」という）とは、利用者が、カード発行会社から、カード発行会社所定のご利用代金明細書（以下「ご利用代金明細書」という）の送付を受けている場合において、一定の条件を満たす場合に、ご利用代金明細書の送付を受けないようにするものです。</p>	<p>第2条（定義）</p> <p><u>本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。</u></p> <p><u>(1)「MyJ チェック」（以下「本サービス」という）とは、利用者が、カード発行会社から、カード発行会社所定のご利用代金明細書（以下「ご利用代金明細書」という）の送付を受けている場合において、一定の条件を満たす場合に、ご利用代金明細書の送付を受けないようにするものです。</u></p> <p><u>(2)「MyJ チェック利用者」とは、両社が本サービスの利用を承認した会員をいいます。</u></p>	<p>【改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確化のため
<p>第5条（ご利用代金の明細等の通知）</p> <p>1. カード発行会社は、両社が本サービスの利用を承認した利用者（以下「MyJ チェック利用者」という）に対して、ご利用代金明細書を送付しないものとし、MyJ チェック利用者は「MyJCB」での閲覧およびダウンロードにより明細を確認できるものとし、ダウンロードできるソフトウェアの種類は Adobe Reader6.0以上とします。</p> <p>2. 前項にかかわらず、当面の間、MyJ チェック利用者のご利用代金の明細（家族会員利用分を含む）の確定時において次のいずれかに該当する場合、MyJ チェック利用者は、カード発行会社のご利用代金明細書をMyJ チェック利用者に送付<u>することを承諾するもの</u>とします。</p> <p>(1) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合</p> <p>(2) コンビニエンス払込票を<u>使ってお振込</u>を行っている場合</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p>(3) その他両社がご利用代金明細書の送付を必要と判断した場合</p> <p>6. JCB は、MyJ チェック利用者のご利用代金の明細が確定された旨の通知（以下「確定通知」という）を、MyJ チェック利用者が申請したEメールアドレス宛に毎月送信するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は確定通知を送信しないものとします。</p>	<p>第5条（<u>本サービスの内容等</u>）</p> <p>1. カード発行会社は、<u>MyJ チェック利用者に対して、</u>明細書を送付しないものとし、MyJ チェック利用者は「MyJCB」での閲覧およびダウンロードにより明細を確認できるものとなります。ダウンロードできるソフトウェアの種類は Adobe Reader とします。</p> <p>2. 前項にかかわらず、MyJ チェック利用者のご利用代金の明細（<u>カードが個人用の場合には家族会員、法人用の場合にはカード使用者の</u>利用分を含む）の確定時において次のいずれかに該当する場合、MyJ チェック利用者は、カード発行会社のご利用代金明細書をMyJ チェック利用者に送付します。</p> <p>(1) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合</p> <p>(2) コンビニエンス払込票を<u>使った収納代行による支払い</u>使ってお振込を行っている場合</p> <p><u>(3)MyJ チェック利用者が明細書の送付を希望し、両社が認めた場合</u></p> <p><u>(4) その他両社がご利用代金明細書の送付を必要と判断した場合</u></p> <p>6. JCB は、MyJ チェック利用者のご利用代金の明細が確定された旨の通知（以下「確定通知」という）を、MyJ チェック利用者が申請したEメールアドレス宛に毎月送信するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は確定通知を送信しないものとします。</p>	<p>【改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態に合わせるため

<p>(1) <u>確定通知が</u>正しく受信されないことがあった場合</p> <p>(2) <u>本サービスの確定通知を利用して利用者が法令違反を行った場合</u></p> <p>(3) その他両社が確定通知を送信すべきでない判断した場合</p> <p>(4) <u>確定通知該当月におけるカード利用、且つショッピングリボ払いまたはショッピング分割払い、キャッシングリボ払いの利用残高がない場合</u></p>	<p>(1) <u>MyJ チェック利用者が届け出た E メールアドレスに明細確定通知を送信したにもかかわらず、</u>確定通知が正しく受信されないことがあった場合 <削除></p> <p>(2) その他両社が確定通知を送信すべきでない判断した場合</p> <p>(3) <u>標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0 円である場合</u>確定通知該当月におけるカード利用、且つショッピングリボ払いまたはショッピング分割払い、キャッシングリボ払いの利用残高がない場合</p>	
<p>第6条（本サービスの提供終了） 両社は、MyJ チェック利用者が次のいずれかに該当する場合、MyJ チェック利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、ご利用代金明細書を発送するものとします。</p>	<p>第6条（本サービスの提供終了） 両社は、MyJ チェック利用者が次のいずれかに該当する場合、MyJ チェック利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、ご利用代金明細書を発送するものとします。<u>なお、本サービスの提供を終了した場合、MyJ チェック利用者はカード発行会社に対し明細書の発行および送付にかかる明細手数料を会員規約の定めに従い支払うものとします。</u></p>	<p>【改定】 ・実態に合わせるため</p>